



# 長野県報

9月4日(月)  
令和5年  
(2023年)  
第437号

## 目次

### 告示

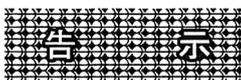
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課)..... 1

### 公告

特定調達契約に係る落札者の決定(5件)(水大気環境課)..... 2

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく業務拡大に係る業種及び職種の指定(労働雇用課)..... 4

砂利採取業務主任者試験の実施(河川課)..... 5



### 長野県告示第497号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年9月4日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
上水内郡小川村(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
小川村(次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課